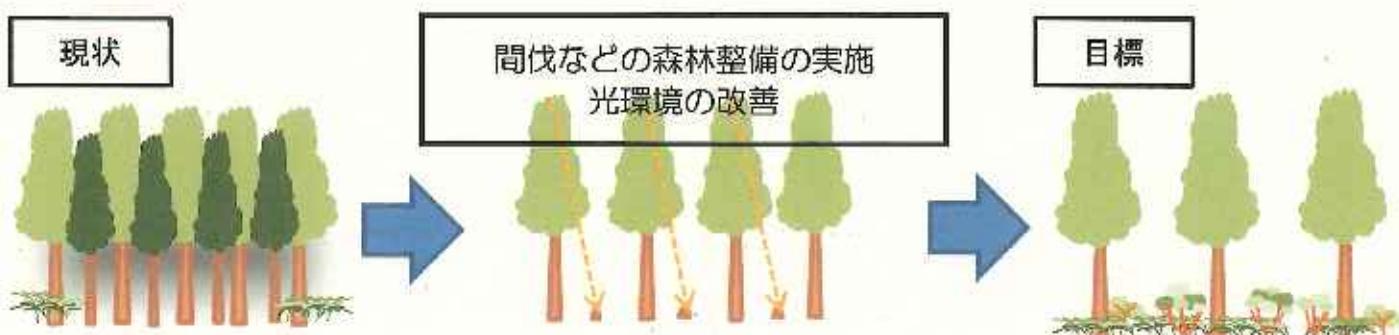
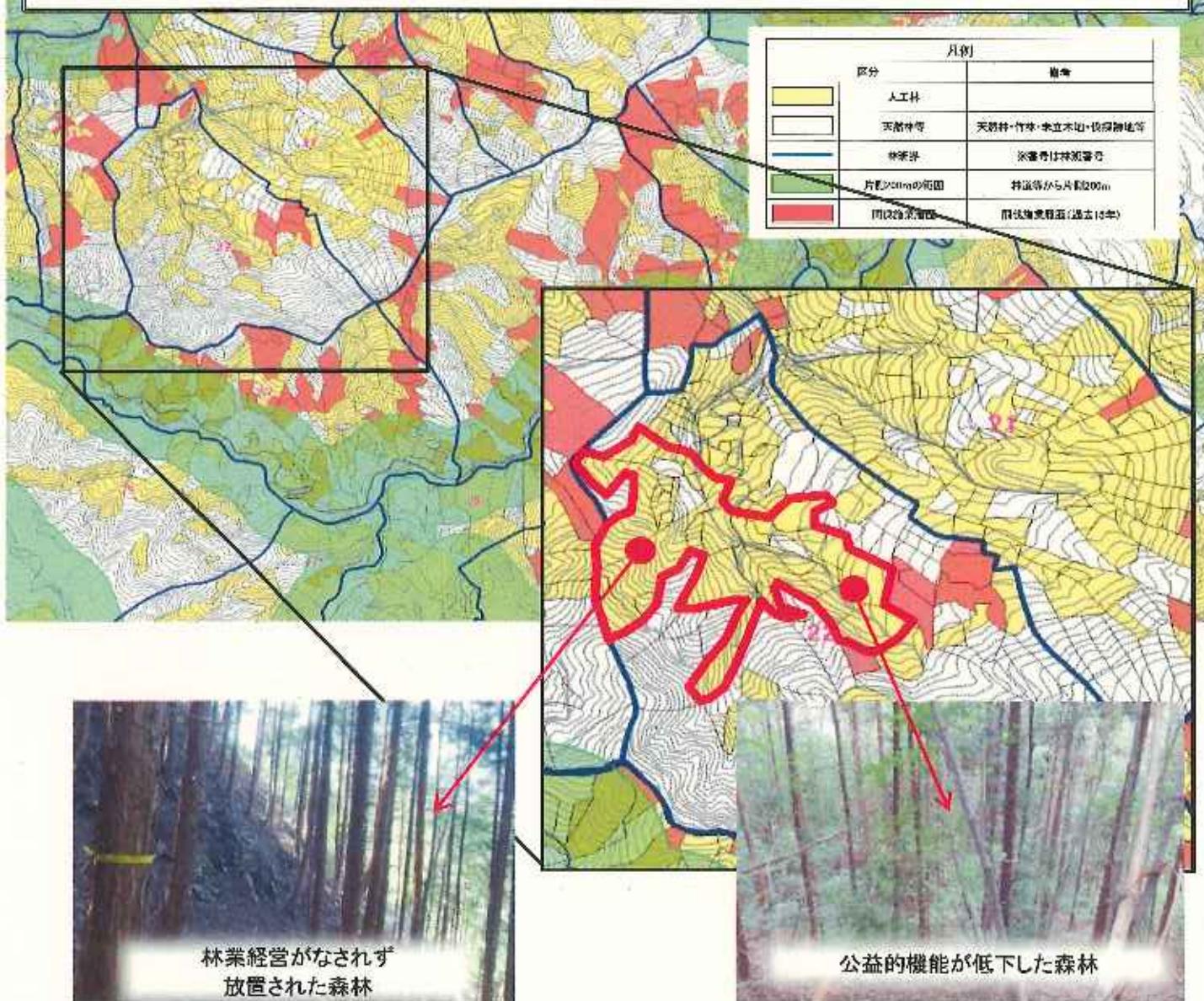


林業経営が成り立たない森林であって、次のすべての要件を満たす森林であること。

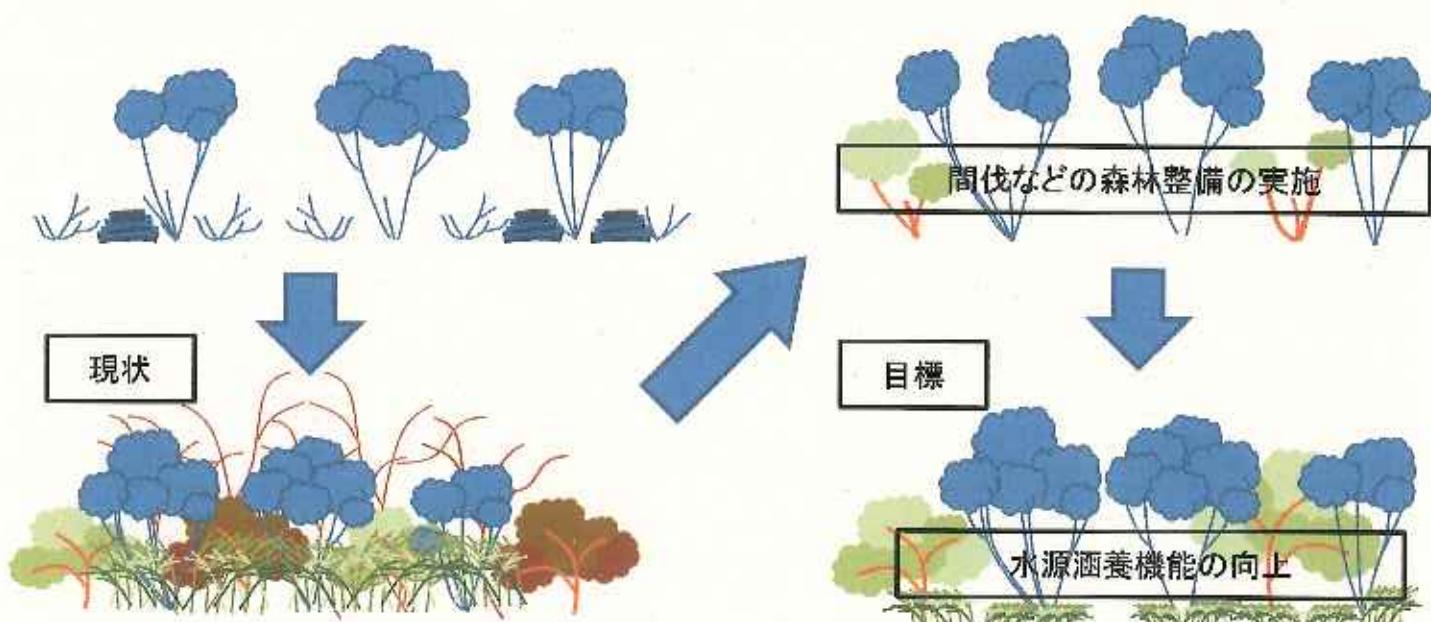
- 1 人工林であること。
- 2 林道及び市町村道等からの距離が概ね200メートル以上の森林であること。
- 3 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。
- 4 過去15年以上森林整備が行われていない森林であること。
- 5 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。
- 6 県と森林所有者等により事業実施後10年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐探制限を定めた協定を締結することができる森林であること。



水源林機能増進事業イメージ

市町村が管理する簡易水道等の水源の森林であって、次のすべての要件を満たす森林であること。

- 1 小流域に取水口がありそれに依存する簡易水道等の集水区域の森林であること。
- 2 過密林であって下層植生がないなどの森林整備が必要な森林であること。
- 3 森林經營計画認定森林でないこと。また、森林經營計画の作成が見込まれていない森林であること。
- 4 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。
- 5 県と森林所有者等により事業実施後10年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。



松くい虫被害地の再生事業イメージ

松くい虫被害地であって公益的機能が低下し、森林の再生が必要な森林で、次のすべての要件を満たす森林であること。

- 1 松くい虫被害地の森林であること。
- 2 松くい虫被害木の割合が50%以上であること。
- 3 事業実施後保安林指定できる森林であること。

